第二条中「令第二条」を「令第二条第一項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（指定に関する報告事項）

第二条の二　令第二条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（国の設置する歯科衛生士養成所にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。

一　設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

二　名称

三　位置

四　指定をした年月日及び設置年月日（設置されていない場合にあつては、設置予定年月日）

五　学則（修業年限及び入所定員に関する事項に限る。）

六　長の氏名

第三条第一項中「第三条の書面」を「令第三条の書面」に改める。

第四条の次に次の一条を加える。

（変更の承認又は届出に関する報告）

第四条の二　令第四条第三項（令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告は、毎年五月三十一日までに、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期間に係るものを取りまとめて、厚生労働大臣に報告するものとする。

一　変更の承認に係る事項（第三条第一項第八号に掲げる事項及び実習施設を除く。）　当該年の前年の四月一日から当該年の三月三十一日までの期間

二　変更の届出又は通知に係る事項　当該年の前年の五月一日から当該年の四月三十日までの期間

第五条中「第五条」を「第五条第一項（令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　令第五条第二項（令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前項第三号に掲げる事項とする。

第五条の次に次の二条を加える。

（指定の取消しに関する報告事項）

第六条　令第八条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（国の設置する歯科衛生士養成所にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。

一　設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

二　名称

三　位置

四　指定を取り消した年月日

五　指定を取り消した理由

（指定取消しの申請書等の記載事項）

第七条　令第八条の二の申請書又は令第九条の規定により読み替えて適用する令第八条の二の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　指定の取消しを受けようとする理由

二　指定の取消しを受けようとする予定期日

三　在学中の学生又は生徒があるときは、その措置

（保健師助産師看護師学校養成所指定規則の一部改正）

第二条　保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和二十六年文部省厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改め、「若しくは看護師養成所」の下に「（以下「看護師等養成所」という。）」を加える。

第二条から第五条までの規定中「第十一条」を「第十一条第一項」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

（指定に関する報告事項）

第六条の二　令第十一条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（国の設置する看護師等養成所にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。

一　設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

二　名称

三　位置

四　指定をした年月日及び設置年月日（設置されていない場合にあつては、設置予定年月日）

五　学則（課程、修業年限及び入所定員に関する事項に限る。）

六　長の氏名

第八条の次に次の一条を加える。

（変更の承認又は届出に関する報告）

第八条の二　令第十三条第三項（令第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告は、毎年五月三十一日までに、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期間に係るものを取りまとめて、厚生労働大臣に報告するものとする。

一　変更の承認に係る事項（第七条第一項第八号に掲げる事項及び実習施設を除く。）　当該年の前年の四月一日から当該年の三月三十一日までの期間

二　変更の届出又は通知に係る事項　当該年の前年の五月一日から当該年の四月三十日までの期間

第九条中「第十四条」を「第十四条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

2　令第十四条第二項（令第二十一条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の主務省令で定める事項は、前項第三号に掲げる事項とする。

第九条の次に次の一条を加える。

（指定の取消しに関する報告事項）

第九条の二　令第十六条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（国の設置する看護師等養成所にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。

一　設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

二　名称

三　位置

四　指定を取り消した年月日

五　指定を取り消した理由

（あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則の一部改正）

第三条　あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部省厚生省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「令第一条」を「令第一条第一項」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

（認定に関する報告事項）

第六条の二　令第一条第二項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項（国の設置する養成施設にあつては、第一号に掲げる事項を除く。）とする。

一　設置者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）

二　名称

三　位置

四　認定をした年月日及び設置年月日（設置されていない場合にあつては、設置予定年月日）

五　学則（課程、修業年限及び生徒の定員に関する事項に限る。）

六　長の氏名

第八条の次に次の一条を加える。

（変更の承認又は届出に関する報告）

第八条の二　令第三条第三項（令第八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告は、毎年五月三十一日までに、次に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる期間に係るものを取りまとめて、厚生労働大臣に報告するものとする。

一　変更の承認に係る事項（第七条第一項第八号に掲げる事項を除く。）　当該年の前年の四月一日から当該年の三月三十一日までの期間

二　変更の届出又は通知に係る事項　当該年の前年の五月一日から当該年の四月三十日までの期間